

仕様書番号 7各防第14号

**各務原市 被災者支援システム構築業務委託
仕様書**

令和7年5月

各務原市 市長公室 防災対策課

1 システム構築業務委託契約の概要

1-1 業務目的

本業務は、本市において災害が発生した際に災害対策基本法第 90 条の 2 において定められた罹災証明書の発行及び、同法第 90 条の 3 に定められた被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下、「被災者台帳」という。）作成機能を備えることにより、迅速かつ公平な被災者の生活再建支援業務体制を確立し、建物の被害認定調査、罹災証明書の発行、被災者台帳の管理を一連の流れで対応できるシステムを構築することを目的とするものである。

1-2 業務名

各務原市被災者支援システム構築業務委託

1-3 履行場所

各務原市那加桜町 1 丁目 6 9 番地 各務原市役所

1-4 履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）まで

※システムの稼働は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）とする。

1-5 業務委託料

円（消費税及び地方消費税を含む）

1-6 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとする。

- （1）災害対策基本法
- （2）災害救助法
- （3）災害に係る住家の被害認定基準運用指針
- （4）各務原市地域防災計画
- （5）個人情報保護法
- （6）その他関係法令等

1-7 基本的な方針

- （1）円滑かつ効率的な業務遂行を図るため、システムの機能等を十分に活用できるようにするとともに、特に以下に挙げる点を、システム及び付随した機能や実績等についての必須要件とする。

- ア 住家被害認定調査で使用する調査票が、最新の内閣府指針と災害時の実態や効率運用を考慮し、調査員が容易に調査できること。
- イ 住家被害認定調査結果を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイルによる調査ができる仕組みを有すること。
- ウ 罹災証明書の発行において、被災者・家屋・被害のデータを地図上に管理する機能等、作業時間の短縮、誤りのない作業が実現できる仕組みを有すること。
- エ 被災者台帳を作成し、各種支援施策を一元的に管理することができること。
- オ これまでの被災地での知見、法令等にあわせてシステムの性能改善ができること。
- カ 同システムを導入した自治体間の情報交流や応援受援を支援する体制が構築されていること。また、大規模災害時の受援において、応援自治体の本システム導入自治体の場合、応援自治体が持ち込んだモバイル端末で住家被害認定調査が行える等、連携が可能であること。
- キ 他市町村で同種または類似のシステム導入実績があること。

1-8 実施体制

受注者はシステムを構築にあたり、業務計画を立案し、適切な業務管理を実施すること。また、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、業務遅延等が生じた場合においても、従事者、労働環境が守られるよう対策を講じた体制を整えること。

(1) 業務責任者の選任

業務を進めるにおいては、本業務の推進に責任を負うに足る知見と業務経験を有する者を選任すること。本業務遂行に関する発注者からの要請、指示、その他日常的な連絡や確認等は、原則業務責任者を通じて行う。

(2) 業務計画書の策定

業務着手時には発注者と受注者の業務役割等含め、業務工程スケジュール表を作成し、発注者へ提出すること。

1-9 提出書類

受注者は本業務の着手に先立ち、以下の関係書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) その他発注者が必要とする書類

2 契約の範囲

2-1 システム導入に係る役務の提供

- (1) 導入に係る打合せ
- (2) 業務計画書作成（実施体制、作業役割分担表、スケジュール、連絡体制図）
- (3) 業務運用に向けた環境の準備・運用テスト・初期設定・不具合修正
- (4) データ移行支援及び基本データ変換ツールの構築
- (5) システム導入前の操作説明
- (6) その他、導入に必要な作業

2-2 クラウドサービスの提供

- (1) 導入システムの継続的なクラウドサービスの提供（バージョンアップ含む）
- (2) クラウドサービスの障害発生時の対応及びその連絡・報告等
- (3) クラウドサービスの計画停止等の保守及びその連絡・報告等
- (4) その他、クラウドサービスの提供に必要な作業

3 要求内容

3-1 調達範囲

- (1) 被災者支援システム 一式
- (2) 管理用PC端末 1台（あわせてウイルス対策ソフトも用意すること）
※システム構築に必要ない場合は不要
- (3) 画像用格納サーバー 1台
- (4) 利用アカウント・ID 一式

3-2 機能要件

構築する被災者支援システムは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 基本システム
 - ア 本システムはL G W A N - A S Pサービスを活用したクラウド型システム及びモバイル端末を活用したオンライン調査が可能なシステムで構築することとし、住家被害認定調査から、罹災証明書発行、被災者台帳による支援まで一連で作成・運用することが可能な機能を有する。
 - イ クラウド上及び本庁舎内に画像用格納サーバーを設置し、調査写真などを格納、管理することができ、被災者支援システムから、参照することができる機能を有すること。
 - ウ 本システムは本市職員および災害時応援職員が使用することを想定したシステムであり、多数が同時利用できる機能とする。
 - エ 本システム導入において、被災者台帳作成等の業務を実施するにあたり、住民基本台帳情報等の必要なデータの取込ができる機能を有していること。また、取り込みデータについては、本市の住民基本台帳等システムを管理委託している事業者と連携して行うこととする。

なお、本市基幹系システムから被災者支援システムへの連携用データのレイアウトについては、国が示す標準準拠システムのデータレイアウトにて提供する。

(2) 住家被害認定調査

- ア 調査計画の策定を効率化し、被害状況を公正に判定でき、専門知識の無い職員でも住家被害認定調査を実施できる機能を有すること。
- イ 住家被害認定調査を効率的かつ短時間でデータ化する仕組みとして、モバイル端末を活用した調査をすることができる機能を有しており、災害時にはモバイル端末により調査位置等の登録、調査データ入力等の調査機能を活用できる機能を有すること。
- ウ モバイル端末を活用した現地調査で使用するシステムは、Web ブラウザ上もしくはアプリで動作すること。
- エ 現地調査の現場にてモバイル端末上で、一次調査および二次調査について、調査部位ごとに被害割合の自動計算が可能であること。
- オ モバイル端末上で作成したデータをオンラインでクラウドシステムと連携できる機能を有すること。

(3) 罹災証明書発行機能

- ア 被害認定調査結果、住民・家屋情報を突合し罹災証明書の遅滞ない発行を可能とする機能を有すること。
- イ 建物所有者向けの被災証明書の発行にも対応していること。
- ウ 住家被害認定調査で作成したデータを活用できるシステムを有すること。

(4) 被災者台帳作成・管理機能

- ア 「被災者台帳の作成等に関する実務指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とした支援金の給付、税や公共料金の減免等、罹災証明書の内容に応じて庁内横断的に実施する被災者支援の状況をデータベース化した被災者台帳の作成・利用を可能とする機能を有すること。
- イ 住家被害認定調査の判定結果と被災者台帳上の支援対象者を自動的に紐付けることが可能なこと。
- ウ 必要に応じて被災者台帳上で支援項目の追加や進捗管理が可能なこと。

3-3 非機能要件

(1) システムの可用性

- ア 住家被害認定調査、罹災証明書の発行から被災者台帳の管理など、復興復旧期において関係部局との情報共有を円滑にし、迅速で漏れのない被災者支援の実現を図るものである。その特性から、大規模災害等が発生した場合において、確実にシステムが利用できる業務継続性を有すること。
- イ 受注者が提案するパッケージソフトウェアやICTサービスは、本市が最低でもシステム運用開始から5年間は継続して利用できるよう、一定のサービス品

質を保ち、継続性・経済性を担保すること。また、サポートが終了するOS等についても、受注者の責任のもと、設備の更新、代替機能の提供により、機能を維持すること。

(2) セキュリティ

- ア 不正アクセス防止の観点から、本システムやモバイル端末へのログイン等の際に多要素認証などセキュリティ対策が講じられたシステムであること。
- イ クラウドサービスで使用する通信はSSL/TLSで保護されていること。
- ウ システムの冗長化やサーバーの運用監視・保守については、クラウドサービス提供者で実施すること。
- エ クラウドシステムへの不正な侵入の防止や障害発生の予防、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全の対策を講じること。また、障害発生時には、バックアップデータを用いて、データの復旧ができること。
- オ データセンターは、耐震もしくは免震構造で震度7程度に耐えうる建物とし、その他火災・停電等の災害対策が行われていること。
- カ セキュリティ要件で満たしていないことがあれば、企画提案書にて明記すること。

(3) 法改正対応・バージョンアップ

本システムが対象とする業務に関連する法制度改正の動向にあわせて、システムのバージョンアップを行うこと。また、受注者の責任の範囲内で機能改善を図る場合は、事前に対象機能の概要と改善点や既存サービスへの影響等を説明すること

(4) アカウント・IDの利用

平時及び災害時に効率よく支援業務を行うために、必要な数のアカウント・IDを利用できるようにすること。
また、多数が同時利用できるようにすること。

(5) サポート体制

- ア 本システムを利用する職員への操作説明を導入前までに適切なタイミングで実施すること。
- イ 発注者から受注者へ有償・無償は問わず提案できる研修体制等を有していること。
- ウ 災害時におけるサポート体制を構築していること。

4 納品物

本業務の成果品として以下のものを納入するものとする。

- (1) 完了届 1部
- (2) 業務報告書 1部
- (3) システム機器 1式

- (4) 各種操作マニュアル 各1部
- (5) 画像用格納サーバー 1台
- (6) その他、発注者より指示のあったもの。

5 成果品の検査

発注者の検査職員は、完了届を受理した日から10日以内に、本構築業務において受注者が作成したすべてのデータ及び構築したシステムについて、検査を行うものとする。受注者は、検査並びに契約不適合期間に不備が認められたときは、自己の責任において、速やかに修正を行い、その結果を発注者に報告しなければならない。また、それらに要する経費は受注者が負担するものとする。

6 支払い

契約代金の支払方法は業務完了後の一括払いとし、上記検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7 その他

7-1 著作権

本業務の実施により発生した著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は料金の支払いがあった時点で、受注者から発注者に譲渡されるものとする。あわせて、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。

7-2 留意事項

- (1) 詳細については、担当職員と協議しその指示に従うこと。
- (2) 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。
- (4) 資料作成にかかる費用（紙代、インク代、コピー代等）については受注者の負担とすること。
- (5) 受注者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わ

らず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行って後、書面により本市に詳細な報告 及びその後の方針案を提出するものとする。

- (6) 本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本市と受注者が協議して定めるものとする。
- (7) 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務による作業実施過程で発生したデータ及び貸与品、成果品について、本業務以外で使用してはならない。また、貸与資料は本業務完了後速やかに返却又は消去するものとする。
- (8) 受注者は ISO27001 (ISMS) 又は JISQ27001 (ISMS) の認証資格を有していること。

以上